

1. 件名：日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室(使用施設等)の使用前確認申請に係る面談

2. 日時：令和5年6月19日(月) 15時30分～17時10分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、

清水原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

プルトニウム燃料技術開発センター

環境プラント技術部

廃止措置技術開発課 マネージャー 他1名

環境技術開発課 マネージャー

技術部 品質保証課 課長 他2名

放射線管理部 放射線管理第1課 マネージャー 他1名

安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹 他1名

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和5年5月25日付け令05原機(P)002をもって、プルトニウム燃料第二開発室(使用施設等)の固体廃棄施設(保管廃棄施設等)の増設等に係る使用前確認申請があり、申請内容について資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から以下の事項を伝えた。

- ・別紙-2と添付-4の技術基準に関する記載は、整合をとること。
- ・固体廃棄物保管室(1)～(3)について、使用変更許可申請書の本文に、新たに設計仕様が記載されたものについては、使用前検査の実施を検討すること。
- ・廃棄施設の保管能力についての検査は、2号検査として実施すること。
- ・別紙-2において、固体廃棄施設概略図は、変更の前後が分かるものにする。
- ・別紙-2において、窒素消火設備(NFライン)については、系統全体と

閉止措置箇所の関係が分かる図を記載すること。

- ・添付－４において、技術基準第４条「核燃料物質の臨界防止」は「該当なし」としているが、低富化 MOX ウラン濃縮度を 1.5%以下から 5.0%以下へ許可の変更をしていることを踏まえた記載とすること。
- ・ $\alpha$ 線用の空気モニタ（旧 $\alpha$ -3）の撤去工事が既存の $\alpha$ 線用空気モニタ等の機能へ影響を与えていないことの確認をどのようにするのか、検査方法を明確にすること。また、撤去に係る外観検査を追加すること。
- ・以上を踏まえ、使用前確認申請の内容を変更し、その変更の内容を説明する書類を提出すること。

○原子力機構から、了解した旨の回答があった。

## 6. その他

資料：なし（使用前確認申請書（令和５年５月２５日付け 令０５原機（P）００２）を使用）

以上